

# 新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する

## 国務院の若干の意見（仮訳）

国発〔2015〕71号

各省、自治区、直轄市の人民政府、国務院の各部・委員会、各直属機構 御中

国家知的財産権戦略の実施以来、中国において知的財産権は盛んに活用されるようになり、保護状況が顕著に改善され、社会全体における知的財産権に対する意識が強化されるとともに、知的財産権に関する業務は大きく進歩を遂げ、社会経済の発展に大いなる役割を果たした。また、知的財産権大国ではあるが強国ではなく、量はあるが質が劣り、保護の厳格さに欠け、権利侵害事件が発生し易く、かつ、多発しているため、革新や創業の意欲などの点に悪影響が及ぶといった問題にもなお直面しており、早急な解決が待たれる。世界的に新たな科学技術革命、産業革命がまさに起ころうとする今日、中国では経済成長モデルの転換が進み、革新が成長をリードする趨勢が顕著となり、知的財産権制度の革新奨励に対する基本的保障の役割がより一層際立っている。イノベーション主導型発展戦略の実施を徹底し、知的財産権分野の改革を推進し、知的財産権強国の建設を加速させるため、次の意見を提起する。

### 一．総体要件

（一）指導思想 中国共産党第18回全国代表大会、中国共産党第18期中央委員会第2回全体会議、第3回全体会議、第4回全体会議、第5回全体会議の精

神を全面的に徹底させ、「4つの全面」の戦略的配置と中国共産党中央政府、國務院の意思決定と計画に従い、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産に関する重点分野の改革を掘り下げ、知的財産権の創造と活用を効果的に促進し、厳格な知的財産権保護を実施し、知的財産権の公共サービスを改善し、新たな技術、産業、業態の目覚ましい発展を促進し、産業の国際化発展の水準を高め、「大衆創業、万衆創新」の保障と奨励を実現し、イノベーション主導型発展戦略の実施に向けて有力な支援を提供し、経済の中・高度成長の保持を推進し、中・高度経済国へと邁進し、「2つの百年」の奮闘目標と中華民族の偉大なる復興を実現する中国夢の実現に向けて着実な基礎を固める。

## (二) 基本原則

戦略主導の堅持。イノベーション主導型発展戦略、「一带一路」などの戦略計画に従い、知的財産権の創造、運用、保護、管理およびサービスの能力を高め、知的財産権戦略の実施を促進し、知的財産権の品質を高め、大国から強国へ、量の重視から品質重視への転換を実現し、新たなハイレベルな対外開放政策を実施し、経済の持続的かつ健全な発展を促進する。

改革とイノベーションの維持。中国の特色ある知的財産権制度の整備を加速し、イノベーション体制・仕組みを変革し、知的財産権事業の発展の障害を取り除き、イノベーション改革実験の推進に注力し、分配制度の知識価値指向を強化し、知的財産権制度のイノベーションの奨励、イノベーションの成果の適切な共有の促進に対する決定的な力を促進し、企業における質の強化や生産性

の向上、産業構造の転換や改善を促進する。

市場主導の堅持。イノベーション資源分割に対する市場の決定的な役割を發揮し、企業のイノベーション主体としての地位と主導的な役割を強化し、イノベーション要素の合理的な流動と効果的な分割を促進する。政府の簡素化および地方への権限移譲、管理と放任の均衡、サービスの改善、知的財産政策強化の支援、公共サービスおよび市場監視を推進し、公平かつ公正で、開放的かつ透明性の高い知的財産権にかかわる法治環境と市場環境の構築に力を入れ、「大衆創業、万衆創新」の実現を促進する。

統一的計画と各方面への配慮の堅持。海外と国内のイノベーション資源を統括し、他をリードする若干の知的財産権発展エリアを形成し、中国の知的財産権の優位性を育てる。世界におけるイノベーション開放への協力を強化し、知的財産権に関する国際ルール of 制定と整備を促進し、公平かつ合理的な国際経済秩序の構築を図り、市場主体が国際競争に参加するための有利な条件を整え、優れた技術や製品の輸入・輸出およびウィンウィンを実現する。

**(三) 主要目標** 2020年までに、知的財産権における重要な分野および主要な部分の改革において決定的な成果を収め、知的財産権の権利付与・権利確認および法執行保護体制のさらなる整備に努め、権利の線引きを明確にし、適正に分業し、権限・責任を一致させ、運用が効率的で法治が保障された知的財産権体制・システムを大体において形成する。知的財産権の創造、活用、保護、管理、サービスの能力を大幅に引き上げ、イノベーション・起業の環境をより一

層改善し、産業が国際競争に参加する知的財産権の新たな優位性を徐々に形成し、知的財産権の統治体制と統治能力の高度化を大体において実現する。知的財産権の面で強い幾つかの省、市を整備し、知的財産権大国の地位をあらゆる方面から固め、中国の特色があり、世界水準の知的財産権強国の建設に向けて着実な基礎固めを行う。

## 二. 知的財産権管理体制・システム改革の推進

**(四) 知的財産権管理体制の研究・整備** 国家知的財産権戦略実施活動に関する部局間合同会議制度を整備し、国務院のトップが召集者の役目を担う。知的財産権管理体制・システム改革を積極的検討、模索する。知的財産権改革実験実施の権限を地方に移譲する。必要な条件の整った地方の知的財産権総合管理改革モデル事業の実施を奨励する。

**(五) 知的財産権サービス業および社会組織管理の改善** 知的財産権サービス業への参入条件を緩和し、サービス業の良質かつ高効率の発展を促進し、知的財産権サービス業集積区の整備を加速する。専利代理分野の開放を進め、専利代理機構の株主又はパートナーの条件の規制を緩和する。知的財産権サービス業界団体・組織の「一業多会」モデル事業を実施する。職業情報開示制度を整備し、知的財産権業務代理機構や従業者信用評価などに関する情報を速やかに公開する。著作権集団管理機構の料金体系を適正化し、収益分配制度を整備し、著作権者が多くの実施許諾による収益を得られるようにする。

**(六) 重大な経済活動に関する知的財産権評価制度の確立** 知的財産権評価政

策の制定を検討する。知的財産権評価活動ガイドラインを整備し、評価の範囲と手順を適正化する。国家の重大な産業計画、ハイテク分野の重大な投資プロジェクトなどに関する知的財産権の評価を実施し、国家科学技術計画や知的財産権目標評価制度を確立し、重大な科学技術活動に関する知的財産権評価パイロット事業を積極的に試み、重点分野における知的財産権評価報告・公布制度を確立することで、イノベーションの効率を高め、産業発展にかかわるリスクを低減する。

**(七) 知的財産権を主な内容とするイノベーション主導型発展評価制度の確立**

発展評価体系を整備し、知的財産権商品を徐々に国民経済の範囲に組み入れ、知的財産権に関する指標を国民経済社会発展計画に組み込む。年度の知的財産権発展状況報告を公表する。党・政府部門の上層部と上層幹部に対する総合的な考査・評価にあたり、発明創造の奨励、知的財産権の保護、実用化・運用の強化、好ましい環境の醸成などの状況や成果に重点を置く。経営実績、知的財産権およびイノベーションを共に重視する国有企業の考査モデルの確立を模索する。国家の関連規定に従って知的財産権奨励プロジェクトを設け、各種の国家奨励制度における知的財産権評価の重み付けを行う。

### 三. 厳格な知的財産権保護の実施

**(八) 知的財産権侵害行為に対する懲罰の強化** 知的財産権保護の法治化を促進し、司法保護の主導的な役割を発揮し、行政法執行、司法保護の両ルートでの優位性を相互に補完し、有機的に連携する知的財産権保護モデルを整備する。

知的財産権侵害の法定賠償の上限を引き上げ、情状が重大で悪質な侵害行為に対して懲罰的損害賠償を実施し、実際に発生した適切な支出を侵害者が負担する。知的財産権に関する行政処分事件に対する情報開示をより一層推進する。知的財産権の高速保護システムを充実させる。税関の知的財産権に関する法執行保護を強化する。国際展示会、電子商取引などの分野における知的財産権にかかわる法執行を強化する。関連する国際組織と海外の法執行当局との法の執行の共助に取り組み、知的財産権の司法保護にかかわる対外的協力を強化する。中国が早期に主要な国際紛争の解決地点となるよう、国際競争力のある開放的なイノベーション環境を構築する。

**(九) 知的財産権犯罪取締りの強化** 法により知的財産権の侵害に関わる犯罪行為を厳しく取り締まり、連鎖的で産業化された知的財産権犯罪ネットワークの取締りに重点を置く。知的財産権にかかわる行政法執行と刑事司法の連携のより一層の強化を図り、犯罪の嫌疑が認められる事件の移管を強化する。知的財産権法執行にかかわる渉外システムを整備し、国際刑事司法共助を強化し、知的財産権にかかわる渉外犯罪事件の捜査を強化する。国際組織と国家の間の知的財産権犯罪行為の取締りにかかわる司法協力を強化し、事件の通報および情報交換の強化を図る。

**(十) 知的財産権保護の警報・防備システムの確立・整備** 故意の知的財産権侵害行為を企業および個人の信用記録に組み入れる。営業秘密の保護にかかわる法令の整備を進め、人材交流および技術提携における営業秘密の保護を強化

する。知的財産権保護にかかわる満足度調査を実施する。模倣品発生の出所にかかわる情報システムを構築し、中国知的財産権税関保護状況の年次報告書を発表する。大規模な専門市場の知的財産権管理および保護活動を強化する。知的財産権保護における業界団体の積極的な役割を發揮させる。ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モノのインターネットなどの情報技術を活用し、オンラインのクリエイティブ、研究開発成果の知的財産保護、警報・防備能力を高める。零細企業の知的財産権保護援助を強化し、公平な競争、公平な管理・監督を重視するイノベーション、起業および商業環境を構築する。

**(十一) 新たな業態、分野、イノベーションの成果にかかわる知的財産権保護の強化** 育成者権、生物遺伝資源および関連する従来知識、データベース保護および国防に及ぶ知的財産権などにかかわる法制度を整備する。地理的表示にかかわる立法作業を適時、適正に行う。ビジネスモデルの知的財産権保護制度および実用的な芸術品の意匠権保護制度の整備を検討する。インターネット、電子商取引、ビッグデータなどの分野の知的財産権保護ルールの研究を強化し、関連する法令の整備を促進する。クラウドイノベーション、クラウドソーシング、クラウドサポーティング、クラウドファンディングに関する知的財産権保護政策を制定する。

**(十二) 知的財産権濫用行為の規制** 知的財産権の濫用行為にかかわる法制度を整備し、独占禁止法にかかわるガイドラインを制定する。知的財産権にかかわる独占禁止法監視システムを整備し、知的財産権の濫用排除、競争制限など

の独占的行為を法により取り締まる。標準に対する必要な専利の公平、合理的、無差別の実施許諾政策、侵害行為停止の適用ルールを整備する。

#### 四. 知的財産権の創造と活用の促進

**(十三) 知的財産権にかかわる審査、登録システムの整備** コンピューターソフト著作権の快速登記ルートを確立する。専利と商標の審査の流れと方式を改善し、知的財産権のオンライン登記、電子出願、ペーパーレス審査を実現する。知的財産権の審査協力システムを整備し、重点的な優位産業の専利出願の集中審査制度を確立し、産業の安全にかかわる専利審査活動システムを確立、整備する。専利権確認手続の職権に基づく審査の範囲を適度に拡大し、専利文書の権利付与後の補正に関する制度を改善する。国際協力ネットワーク「専利審査ハイウェイ」を拡張し、世界最高水準の専利審査機構の設立を加速する。

**(十四) 職務発明制度の整備** 企業・公的機関の発明報告、権利所属の区分、奨励・報酬、紛争解決などの職務発明管理制度の法による確立・整備を奨励し、誘導する。イノベーション成果の収益分配制度の整備を模索し、中核チーム、主要な発明者の収益の比重を高め、職務発明者の合法的な権利利益を保障する。関連政策の規定に従い、国有企業が傘下の研究機関の知的財産に対する処置および収益分配権の付与を奨励する。

**(十五) 専利実施許諾制度の革新の促進** 専利の実施許諾の方式による対外的な拡散を強化する。当然実施許諾制度の確立を検討し、より多くの専利権者による許諾対象専利の一般への開示を奨励する。専利の強制実施許諾の開始、審



査、実施の手続を整備する。高等教育機関、研究機関などの公的機関が専利の無償実施許諾を通じて、機関の従業員と大学生のイノベーション・起業を支援する。

**(十六) 知的財産権における取引プラットフォーム構築の強化** 知的財産権の運営サービス体系を構築し、全国の知的財産権運営の公共サービスプラットフォーム構築を加速する。知的財産権に関する投融资商品を刷新し、知的財産権の証券化を模索し、知的財産権の信用担保システムを整備し、投資・融資一体型、投資・担保一体型、投資・債券一体型などの新たな取引モデルを整備する。改革実験エリアの全面的な革新により、エンジェル投資、ベンチャーキャピタル、プライベートファンドを誘導して対ハイテク分野投資を強化する。会計原則の規定を細分化し、企業の知的財産権・知的資産の合理的な計算と管理を促進する。高等教育機関、研究機関による知的財産権移転、実用化機構の構築・整備を促進する。知的財産権の創造と運営を試みるクラウドファンディング、クラウドソーシングのモデルの構築を支援し、「インターネット+知的財産権」の融和的な発展を促進する。

**(十七) 知的財産権集約型産業の育成** 知的財産権集約型産業の目録と発展計画の制定を実施する。株式投資基金などの市場化された方式を活用し、社会資金による知的財産権集約型企业への投入を誘導する。政府調達による知的財産権集約型製品の支援を拡大する。知的財産権集約型産業集積区および知的財産

権集約型産業製品モデル拠点の試験的な構築を進め、知的財産権のクラスター管理を推進し、先進型製造業の発展を加速し、産業の中・高度化を図る。

**(十八) 知的財産権付加価値と国際的影響力の向上** 専利の質向上プロジェクトを実施し、一群の中核的な専利を創出する。軽工業、テキスタイル、アパレルなどの産業における意匠権の保護を強化する。商標富農活動の構築を強化する。無形文化遺産、民間芸術、伝統的知識の開発・利用を強化し、文化創造、設計サービスおよび関連産業の融和的な発展を推進する。企業による知的財産権を活用した海外株式投資を支援する。国際標準の制定に積極的に参画し、知的財産権のあるイノベーション技術の実用化を基準として促進する。研究機構と社会組織によるブランド評価の国際標準の制定を支援し、ブランドバリュー評価体系を確立する。企業によるブランドマネジメント体系の構築を支援し、企業による海外の著名ブランド買収を奨励する。中華老字号の保護および継承に努め、中医薬、中国伝統料理、工芸美術などを扱う業者の海外進出を大々的に促進する。

**(十九) 知的財産権情報の開発と利用の強化** 専利データ情報資源の開放と共有を推進し、ビッグデータの活用能力を強化する。財政資金支援プロジェクトにより形成された知的財産権情報開示制度を確立する。上場企業の知的財産権情報開示制度の実施を加速する。知的財産権情報の収集手続および収集内容を適正化する。知的財産権の実施許諾にかかわる情報の届出および公告制度を整備する。相互連動する知的財産権情報の公共サービスプラットフォームの整備

を加速し、専利、商標、著作権、集積回路配置設計、育成権、地理的表示などの基本的な情報の無償又は低コストによる開放を実現する。専利審査プロセスに関する情報を法により速やかに開示する。知的財産権の情報サービスネットワークを増やし、知的財産権情報の公共サービスネットワークを整備する。

## 五. 重点産業の知的財産権の海外戦略およびリスク回避の強化

(二十) 重点産業の知的財産権の海外戦略・事業計画の強化 イノベーション成果の標準化と専利化を強化し、標準制定と専利戦略の有効な連動システム形成を促進する。標準必須専利の戦略ガイドラインの制定を検討する。関連する国・地域の専利出願実務ガイダンスを作成し、発表する。戦略的新興産業などの重点分野に関しては、専利ナビゲーション産業発展活動システムを構築し、産業計画類および企業運営類の専利ナビゲーションプロジェクトを実施し、中国の産業発展に資する国・地域の専利ナビゲーションマップを制作し、中国の産業のグローバルサプライチェーン、バリューチェーン、イノベーションチェーンとの高度な融合を促進する。

(二十一) 海外知的財産権戦略における配置ルートの開拓 企業、研究機関、高等教育機関など海外専利戦略活動の共同展開を促進する。企業による専利買い上げ基金の開設を奨励する。企業の知的財産権戦略の指導を強化し、産業パークおよび重点企業において知的財産権戦略設計センターの設立を模索する。知的財産権の各国に跨る実施許諾および譲渡ガイドラインを分類、制定し、知的財産権実施許諾契約の雛形を作成し、公布する。

**(二十二) 海外における知的財産権リスク警告体系の整備** 健全な知的財産権の管理、サービスなどの標準体系を確立する。業界団体、専門機構による重点産業の知的財産権情報および競争動向の追跡を支援する。知的財産権にかかわる貿易調査対応およびリスク回避の国別ガイドラインを制定し、整備する。海外の知的財産権情報サービスプラットフォームを整備し、関連する国と地域の知的財産権制度環境などの情報を発表する。企業の海外の知的財産権にかかわる問題および事件に関する情報の提出システムの構築・整備を進め、重大な知的財産権事件に対する追跡調査を強化し、リスク提示を速やかに公表する。

**(二十三) 海外における知的財産権リスク回避能力の向上** 技術輸出入管理関連制度の整備に努め、技術輸出入審査の流れの最適化、簡易化を図る。財政資本援助科学技術計画プロジェクトにより形成された独占的使用許諾管理制度を整備する。知的財産権のデューディリジェンスのためのガイダンスを制定し、普及させる。法務サービス機構による企業向けの全方位的かつ高度な知的財産権法務サービスを支援する。公証の方式による知的財産権の証拠、証明材料の保管を模索する。企業の知的財産権分析評価システム構築を促進し、人材導入、国際見本市への出展、製品および技術輸出入などの活動を対象とした知的財産権リスクアセスメントに取り組み、企業の国際知的財産権紛争への対応力を高める。

**(二十四) 海外における知的財産権保護援助の強化** 海外の産業にかかわる重大な知的財産権紛争への対応実施策を制定する。中国駐当該国国際組織、主要

な国・地域の外交機構における知的財産権業務の人材配備に努める。海外および知的財産権サービスと権利保護援助機構の目録を発表し、海外の知的財産権サービスネットワークの形成を促進する。

## 六. 知的財産権の対外的協力水準の向上

(二十五) 公平かつ合理的な知的財産権にかかわる国際ルール構築の促進 国際連合の枠組下における開発アジェンダに積極的に参加し、「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」の履行と「視聴覚的実演に関する北京条約」の発効を促進し、「特許協力条約」、「実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関する国際条約」、「生物多様性条約」などのルール改正に関する国際交渉に参画し、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」と「マラケシュ条約」のプロセスへの参入を推進し、知的財産権に関する国際ルールの一般特惠、均衡性、有効性の向上を促進する。

(二十六) 知的財産権における海外連携システム構築の強化 世界知的所有権機関、世界貿易機関および関連国際機関との協力や交流を強化する。主要国の知的財産、経済貿易、税関などの当局との協力を深め、従来の協力パートナーシップを強固なものにする。関連国際組織の中国における知的財産権に関する仲裁および調停のサブセンター設立を促進する。国内外の著名な地理的表示製品の保護協力を強化し、地理的表示製品の国際化を促進する。東アジア地域包括的経済連携とアジア太平洋経済協力閣僚会議の枠組下での知的財産協力を推進し、「一帯一路」の沿線国・地域との知的財産権協力システム模索し、構築

する。

**(二十七) 発展途上国に対する知的財産権援助の強化** 発展途上国における知的財産権の能力構築の支援と援助により、一部の最下位クラスの発展途上国に対し、開発のために急を要する専利技術の優遇措置を設けた実施許諾を奨励する。発展途上国の知的財産権にかかわる学位取得のための教育および短期研修を強化する。

**(二十八) 知的財産権にかかわるパブリックディプロマシーのルート開拓** 企業による国際的・地域的な知的財産権ルール of 制定および改正プロセスへの参画を開拓し拡充する。国内サービス機構、産業連盟などによる海外の関連組織との協力や交流の強化を促進する。国際水準の知的財産権シンクタンクを構築し、ボアオ・アジア・フォーラム知的財産権検討交流システムを構築し、国際的影響力のある知的財産権検討交流活動を積極的に実施する。

## 七. 組織的な実施と政策保障の強化

**(二十九) 組織的指導の強化** 各地域、各当局は組織的指導を重視し、強化して、実施案と関連政策の実際の制定を踏まえ、各措置の効率的実施を促進する。国家知的財産権戦略実施活動の部局間合同会議事務局は国务院の指導下において統括・協調を強化し、知的財産権に関する第13次5か年計画など政策措置を検討の上で提起し、重大な問題の調整や解決を図り、関連政策措置の実施に対する指導、督促、検査を強化する。

**(三十) 財政・税務および金融支援の強化** 財政資金を活用し、科学技術成果

の財産権化、知的財産権の実用化を誘導し、促進する。開発費用の税引前追加控除政策の検討を実施し、条件に見合う知的財産権費用について追加控除を適用する。専利費用の減免規則を制定し、専利の出願および維持費用の合理的な低減を図る。知的財産権にかかわる海外における権利侵害責任保険活動を積極的に推進する。知的財産権質権融資リスク補償基金および重点産業の知的財産権運営基金モデル事業を踏み込んで実施する。

**(三十一) 知的財産権人材チーム設立の強化** 知的財産権に関連した学科設置を強化し、産学官連合の育成モデルを整備し、管理学と経済学の中に知的財産権に関する専攻過程を増設し、知的財産権にかかわる学位取得のための教育を強化する。各種の革新人材に対する知的財産権研修を強化する。中国の知的財産権人材による海外の資格証書取得を奨励する。各地の知的財産権に関する高度人材の誘導を奨励し、関連人材誘導計画を参照し、関連の待遇を与える。知的財産権にかかわる国際的人材の備蓄、知的財産権人材発掘のための情報プラットフォームの構築を模索する。知的財産権にかかわる職業水準評価制度を整備し、知的財産権専門人材チームの安定化、強大化を図る。知的財産権起業アドバイザーを育成し、青年による起業の指導を強化する。

**(三十二) 宣伝や誘導の強化** 各地域、各当局は、知的財産権文化の構築、宣伝を強化し、知的財産権にかかわる普及型教育を幅広く実施し、知的財産権にかかわる公共宣伝および諮問サービスを強化し、社会全体の知的財産権に対する意識を向上させ、知識の尊重、イノベーションの尊重、信義誠実・法令順守

の理念を人々の心に植えつけ、知的財産権強国の建設に向けて好ましい雰囲気  
を醸成する。

国务院  
2015年12月18日

出所：

2015年12月22日付け国务院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content\\_10468.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正  
確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェト  
ロが保障するものではないことを予めご了承下さい。